

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鴻巣市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。